

地域物流維持安定化支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域物流維持安定化支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、要綱に定めるところによる。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第3条 要綱第6条第1項に基づき補助金の交付申請を行う者は、次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第7号）。
- (2) 申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）。
- (3) 申請者が個人事業主の場合は、本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードの写し等）。
- (4) 貨物自動車運送事業法第3条又は第35条に規定する国土交通大臣の許可を受けていることを証する書類の写し。
- (5) 北九州市内の事業所に所属する車両に関する書類（運輸局への届出の写しや、車検証の写し等）。
- (6) 対象期間のETC利用料金請求書の写し（請求先及び請求金額が分かる部分を含むもの）
- (7) 対象期間のETC利用明細書の写し（利用日、利用車両、利用道路区間、利用金額が分かる部分を含むもの）。
- (8) 対象期間のETC利用料金の支払いを証する書類（利用料金の口座引落しの記録が分かる通帳記録の写しや、金融機関での払込記録を証する書類等）。
- (9) 補助金の振込先となる金融機関口座を証する書類（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義が確認できる部分の通帳の写し等）。
- (10) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める書類。

2 前項第8号に定める書類が実績報告を行う期限内において用意できない場合、当該書類を後に提出することを誓約する書類の提出により代替することができる。

3 前項の代替書類を提出した場合、補助金交付申請者は本条第1項第8号に定める書類を取得次第、速やかに提出しなければならない。

(補助金の交付申請及び実績報告の期限)

第4条 要綱第6条第2項の期限は、令和5年2月28日17時15分とする。

2 要綱第6条第1項の交付申請は、必要書類を添えて、前項の期限までに北九州市産業経済局物流拠点推進室に到着する形で提出しなければならない。

(様式)

第5条 要綱に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要綱	様式の名称	別記様式
要綱第6条第1項	補助金交付申請書兼実績報告書	様式第1号
要綱第7条第2項	補助金交付決定通知兼確定通知書	様式第2号
要綱第7条第3項	補助金不交付決定通知書	様式第3号
要綱第9条第3項	補助金交付決定取消通知書	様式第4号
要綱第9条第3項	補助金交付決定一部取消通知書	様式第5号
要綱第10条第2項	補助金返還命令書	様式第6号

2 要領に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要綱	様式の名称	別記様式
要領第3条第1号	誓約書	様式第7号

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和5年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金については、この要領の失効後もなおその効力を有する。